

## 特許訴訟における技術説明会について

牧 野 知 彦\*

**抄 録** 古くから特許（実用新案権を含む）訴訟では、裁判官の前で当事者が当該技術を分かりやすく説明するための期日が設けられてきたが（技術説明会）、形式なども固定的なものではなく、その頻度も高いものとはいえなかった。しかし、近時の特許訴訟では、審決取消訴訟のみならず侵害訴訟においても技術説明会が開催されるケースが増えており、訴訟における重要性が高まっているといえる。そこで、本稿では、公表されている裁判官の見解や筆者の経験などを踏まえ、現在行われている技術説明会の概要や進行について報告する。

### 目 次

1. はじめに
2. 技術説明会の概要
  2. 1 技術説明会の位置づけ
  2. 2 技術説明会の開催時期
  2. 3 技術説明会の件数
  2. 4 技術説明会で提出された資料等の扱い
  2. 5 専門委員の関与
3. 技術説明会の進行
  3. 1 裁判所による期日の指定
  3. 2 裁判所からの連絡等
  3. 3 当事者による資料の提出
  3. 4 技術説明会期日
4. おわりに

### 1. はじめに

特許訴訟（実用新案権訴訟を含む。また、本稿では、侵害訴訟及び審決取消訴訟を対象としている。）では、技術内容が複雑であったり、争点が多岐にわたることがある。裁判所には調査官制度があるとはいえ、裁判官自体に技術に関する知見が十分にあるとはいえない。そこで、当該事件についての裁判官の理解を助けるために、当事者が技術の要点等を分かりやすく説明

するのが技術説明会である。

技術説明会自体は、特許訴訟において古くから行われてきたものであるが、近時、専門委員制度の導入などがあったためか、開催される頻度が増え、その訴訟上の重要性が高まっている。事実、裁判所と弁護士会との協議の場においても、たびたび技術説明会に関する質疑応答が行われるようになっており<sup>1)</sup>、また、裁判所が公表している特許訴訟の審理モデル<sup>2)</sup>においても技術説明会についての言及がされるようになっている。

一方、技術説明会についての詳細な情報はあまり公表されておらず<sup>3)</sup>、また、その開催頻度や進行等については各事件を担当する担当裁判所に委ねられていることもあり、知財訴訟の当事者となる企業などにはその実情があまり知られていないように思われる。

そこで、本稿では、筆者の経験と公表されている情報に基づいて、最近の技術説明会の概要についてまとめることを目的とする。ただし、上記のとおり、技術説明会の進行等については事件毎に異なり得ることに留意されたい。

\* 弁護士 Tomohiko MAKINO

## 2. 技術説明会の概要

### 2.1 技術説明会の位置づけ

技術説明会は弁論準備手続において行われる手続であって、法律上、技術説明会という制度が存在するわけではない。また、技術説明会というと、客観的な技術内容を説明する機会であるように思われるが、これに限るとする根拠はない<sup>4)</sup>。実際にも、多くの場合、当事者は技術説明会において技術的な事項に限られず、自らの主張（たとえば、進歩性欠如に関する主張）を整理して説明しており、訴訟法的には、争点整理手続の一つとして位置づけられるべきものと解される<sup>5)</sup>。もっとも、当事者は技術説明会が行われるまでの間に準備書面等によって自らの主張を十分に主張しているはずであり、技術説明会はそのうえで開催されるものであることからすると、網羅的に自らの主張を整理するという意味での争点整理を行うのではなく、やはり、書面では伝わりにくい点を中心に論点を絞って説明することが必要となる<sup>6)</sup>。

なお、技術説明会は弁論準備手続であり、それゆえ、当事者が申し出た者については、手続を行うのに支障を生ずるおそれがあると認める場合を除き、その傍聴を許さなければならない（民事訴訟法169条2項）から、原則として、当事者は適当と考える者を当該手続に参加させることができるし、プレゼンテーションを行う者についても適切と考える者（たとえば、外部の研究者等）に行わせることができる<sup>7)</sup>。

### 2.2 技術説明会の開催時期

技術説明会を何時行うかについて特段の決まりがあるわけではないが、侵害訴訟の場合であれば、技術的範囲及び無効論に関する当事者の主張が一応尽きた段階で行われるのが通常であり<sup>8)</sup>、審決取消訴訟の場合には第2回ないし第3

回弁論準備手続で行われることが通常である<sup>9)</sup>。もっとも、侵害訴訟においては、例えば、無効論の争点が多岐に及ぶ事案において、技術的範囲に関する主張が尽きる前の段階で、当事者のプレゼンテーションがなされる場合のように、当事者のすべての主張が尽きる前の段階で当事者からのプレゼンテーションがなされることもある<sup>10)</sup>。

### 2.3 技術説明会の件数

技術説明会がどのくらいの件数行われているかについての統計的なデータは公表されていない<sup>11)</sup>。論文に掲載されたものとしては、知財高裁について、2012（平成24）年時点において、「知財高裁が取り扱った事件で、専門委員が関与し、技術説明会を開催した事案は、ここ3年、毎年40件を超えるペースであり、60件近い年もある。」（注記3）高部）とあり、近時はより積極的に技術説明会が開催されていることもあって、年間50件を超しているようである。この数字は、専門委員が関与した技術説明会についての件数であるから、裁判官・調査官のみが関与するケースを含めるとより頻繁に行われていることになる<sup>12)</sup>。

地裁については、注記3）菊池に「東京地裁知財部では、専門委員制度が発足した平成16年4月1日以降平成22年までは、専門委員を指定した事件数が、暦年で多くて8件程度であったが、平成23年には、21件と顕著に増加している。同年についてみると、専門委員を指定した事件類型の内訳は、特許権に関する事件が18件、著作権に関する事件が1件、不正競争防止法に関する事件が1件、種苗法に関する事件が1件となっている。技術分野は、電気が5件、機械が3件、化学が13件」と紹介されている。従来、技術説明会は審決取消訴訟において行われる機会が多かったように感じていたが、この指摘にもあるとおり、最近では、侵害訴訟においても

頻繁に行われるようになってきている<sup>13)</sup>。

## 2. 4 技術説明会で提出された資料等の扱い

技術説明会での説明資料（パワーポイントが多い。）については、事前に裁判所や相手方に送付していたとしても、証拠として提出しなければ訴訟資料とはならない。そのため、実務的には、別途、証拠として提出するケースが多い。もっとも、証拠として提出しない場合にも、調書に添付されることはあるが、この場合であっても、その内容が直接的に当事者の主張立証内容になることはないと解される<sup>14)</sup>。また、証拠として提出した場合はもちろん、調書に添付された場合であっても、その中にノウハウ等の閲覧制限の対象となる事項があれば、閲覧制限の申立ができる（注記1）L&T64号12頁山田判事の発言）。

技術説明会で行った説明内容についても、そのまま直ちに訴訟資料とはならないが、弁論準備手続での陳述であるから、弁論の全趣旨としては考慮されるであろう。もっとも、その説明内容は多くの場合、準備書面等で説明した内容を補足したものであって、そこで初めて新たな主要事実（要件事実）が述べられるわけではないから、裁判所がその説明内容に依拠した判決を書いたとしても、基本的には弁論主義違反の問題は生じないと解される。ただし、技術説明会で初めて主張した内容については、必要に応じ、別途準備書面で主張し、証拠があれば提出すべきである<sup>15)</sup>。

技術説明会が行われた弁論準備手続における裁判所の調書には、通常、「技術説明会を実施した」という程度が記載されるだけで、技術説明会での質問や回答を記録化するようなことはされていない。このようなことをすれば、むしろ活発な議論ができないと考えられるためである（注記1）L&T64号12頁山田判事の発言）。

## 2. 5 専門委員の関与

技術説明会では、専門委員が関与するケースが多い<sup>16)</sup>。専門委員制度とは、知的財産権訴訟など、専門的・技術的な事項が争点となる訴訟において、その分野の専門家に訴訟手続への関与を求める制度であり、専門委員は裁判官や当事者に対して、公平、中立なアドバイザーの立場から、その事件で争点となっている専門的技術について説明等を行う。現在、約200名が任命されており、平成26年1月31日現在で、延べ1,300人を超える専門委員が知的財産権訴訟に関与している<sup>17)</sup>。もっとも、現在の技術分野は非常に細分化されており、隣接する技術についての知見を有しているからといって必ずしも当該技術分野についての知見があることにはならないから、特に事件となりやすい分野については、より細かい分野に対応した専門委員の選任が必要となろう。

当事者による発言内容と同様に、専門委員の期日における発言等も直接には裁判資料とはならないし、当然のことながら、専門委員が事件の結論に関する発言をしたとしても、それによって裁判所の見解に影響を与えることはないはずである<sup>18)</sup>。これは専門委員制度の趣旨からして当然のことではあるが、逆にこの点が専門委員制度をどのような点に寄与する制度として理解すべきなのかについての疑問が生じる由縁ともなっている。

もっとも、裁判所からの専門委員制度についての評価は概ね高いといってよい<sup>19)</sup>。筆者としても、十分な知見を有した適切な方が専門委員として選任されるケースであれば、技術説明会がより有用になると感じている。ただその一方で、専門委員から事案とはあまり関係のない質問がなされ、かえって技術説明会が混乱するケースがあるといった問題も指摘されている<sup>20)</sup>。

なお、筆者は、依頼者との打ち合わせは、通

常、企業の知財部部員などを行うとしても、重要な局面においては、技術者に同席してもらい、専門的な知見や専門家としての事案の見方の説明を受けるようにしているが、筆者の経験からして、特許訴訟では技術者の話を直に聞くことが極めて重要であると感じている。これを裁判所に当てはめれば、いわば、知財部部員などに対応するのが調査官であり、技術者に対応するのが専門委員であろうから、専門委員の関与というのはやはり重要な意味があるはずである。とりわけ、特許訴訟では、当事者が出願当時における当業者の技術水準を立証することが困難なケースもあり、当業者の視点からすれば当然と思われるようなことが、なかなか裁判所に理解してもらえないというケースもあるから、このようなケースでは、専門委員の関与が積極的になされ、当業者による事案の見方が示されることは望ましいように感じている。

なお、特許訴訟では、被告製品の構造等について、秘密保持命令や秘密保持契約がなされている事案があるが、このような事案では、専門委員の関与を認めることに困難があろう。

### 3. 技術説明会の進行

技術説明会が行われる場合の進行は、概略、以下のとおりである。

#### 3. 1 裁判所による期日の指定

まず、裁判所が当事者の意見を踏まえた上で、技術説明会を行う期日（弁論準備手続）を決める。

この段階では、以下のような点に注意をする必要がある。

(ア) 技術説明会は、当事者が自らの主張の中で、特に裁判所に理解して欲しいポイントを口頭で説明できる貴重な機会であるから、パワーポイントの作成などに相当程度の時間が必要となるし、また、専門委員が関与する場合には、

裁判所として専門委員の選定にもある程度の時間が必要となることから、最低でも、2ヶ月程度の準備期間が必要となる。

(イ) 当事者において、技術説明会の開催を望む場合には、裁判所に対し、その旨を明確に伝えるべきである。また、審理の途中であっても、争点整理などを含め、当事者として技術説明会を望む場合があるが、訴訟の早い段階から技術説明を望む旨を述べておくと、その機会が得やすいようである。筆者の経験としても、訴訟の最終段階において技術説明会を行う希望を述べればほぼ認められている。また、訴訟途中の段階であれば、専門委員の関与を求めず短時間でやることにすれば、裁判所の理解を得やすいようである。

#### 3. 2 裁判所からの連絡等

前述のとおり、現在行われている技術説明会では、専門委員が関与するケースが多い<sup>21)</sup>。この場合には、裁判所から、専門委員の候補者についての連絡（照会書）がファックスされる。この連絡には、（担当部によって多少の相違はあるかもしれないが）当該技術分野に係る複数の専門委員の候補者の「氏名」、「職業」、「専門分野」、「学歴」、「主要論文等」、「その他の特記事項」が記載されており、これらの者についての利害関係の有無、また、利害関係がある場合には、その具体的な理由を返信することが求められる。なお、専門委員の人数については、民事訴訟法92条の5第1項において1人以上とされているが、実際には、学者1名、実務的な研究者1名、及び弁理士1名の合計3名とされることが多い<sup>22)</sup>。

専門委員との利害関係の有無について、どの程度の間接性を利害関係とするのかは難しく、例えば、候補の弁理士が友人である場合など、あまり広く考えると候補者選定に時間がかかることになる。この点について、注記3) 高部34頁

によれば、裁判所において専門委員の候補者を選任する段階において、当該候補者に対し利害関係の有無、具体的には①親族関係の有無、②共同研究又は共同開発等をしたことがあるか、③友人、師弟関係又は雇用関係等の密接な関係の有無、を確認しているとのことであるが、ここでは、あまり厳格な利害関係の有無までは調査していないようであるから、当事者において、なんらかの利害関係があれば念のために裁判所に伝えておくべきであろう。

なお、利害関係の問題などで裁判所が有する候補者の中から専門委員を選任できない場合には、裁判所が有するルートで適切な候補者を選任する、あるいは当事者が推薦する候補者を選任する制度もある。

上記の結果、当該事件に関与する専門委員が決定すると、裁判所から専門委員に対し、訴訟記録が送付される。この際、すべての資料が送付されるわけではなく、必要なものに限られる。この点について、注記3)高部35頁(注記1)L&T64号18頁松川判事による発言も同旨)は、「事案の全体像を把握してもらうには、全ての主張書面及び書証を専門委員に送付することも考えられるが、主張書面及び書証が膨大な場合もあり、また、全ての主張書面及び書証を専門委員に検討してもらう必要まではない事案もあり、必要な書面に絞って送付するケースが多い。そのような場合には、裁判所が必要な書面を選択し、当事者にいかなる書面を専門委員に送付するか伝えた上で、それを専門委員に送付すれば足りると思われる。なお、その場合、専門委員に対して既に提出されている書証の証拠説明書を送付しておけば、仮に専門委員の方で追加で送付してほしい書証があるときには、裁判所にその旨を伝えることができ、有益ではないかと思われる。」とする。専門委員が関与する場合に、いかなる書証が検討の対象とされているのかは当事者においても十分に検討すべき事項

であり<sup>23)</sup>、少なくとも、自らが予定しているプレゼンテーションとの関係において、送付すべき書類の中に漏れがないかについては十分に確認する必要がある。

選任された専門委員は、技術説明会当日の開始前30分程度、当該事件の概要、疑問点などについて、担当裁判官や調査官と打ち合わせを行う(注記3)高部36頁、注記1)L&T64号18頁、同注記1)L&T65号13頁)。

一方、技術説明会が終わった後は、「今日はありがとうございましたということでお礼を申し上げたり、今度の技術説明会の実施の参考にするために何か至らぬ点などないかというようなことをフィードバックしてもらおうということはありませんが、そこでこれは無効と思いませんかなどは聞いておりません。」(注記1)L&T64号19頁松川判事の発言)とのことであり、特段の打ち合わせは行われていないようである。

### 3. 3 当事者による資料の提出

最近の技術説明会では、当事者からパワーポイントなどを使用したプレゼンテーションが行われ、これを打ち出した資料を裁判所に提出することが多い。このような資料の提出時期については、期日の1週間程度前とされるのが通常である。どのような内容のプレゼンテーションを行うのかは、原則として各当事者が自由に決めることであるが、裁判所から、どの争点について技術説明会を行うのかについての意見がなされることも多い<sup>24)</sup>。

資料の提出については、当事者双方が、裁判所及び相手方に直送する取扱をしていることが多い。前述のとおり、この提出はあくまでも技術説明会の資料としての提出であるため、裁判の証拠とするには改めて書証として提出する必要がある、実際にも書証として提出することが多い。

なお、現状の技術説明会は当事者の主張が出

そろった段階で行われることが多いため、必要な主張や証拠は基本的に提出されていることが前提とされているから、技術説明会でまったく新しい主張立証を行うことは避けるべきである。もちろん、技術説明会に向けての検討をしている際に、多少の証拠の追加等が必要となることはあるが、あくまでも従前の主張等の補足にとどめるべきであり、また、このような証拠については、遅くとも、技術説明会の資料を送付する段階で証拠として提出すべきである。

### 3. 4 技術説明会期日

当日の準備について、プロジェクター及びスクリーンは裁判所に準備されているので、当事者がパワーポイントなどを用いてプレゼンテーションを行う場合には、パソコンとデータを持参することになる。また、技術説明会当日は、開始時間の30分程度前に裁判所にいけば、プロジェクターとパソコンの接続の確認などを行うことができる。

技術説明会の時間としては、事案にもよるが、各当事者から30分程度（合計1時間）のプレゼンテーションをして、その後に質問時間を設けた合計2時間程度というケースが多い。もっとも、プレゼンテーションを先に行う当事者は、対象となる特許発明の説明、争点の説明などをする必要がある一方で、後に行う当事者はこのような説明を省略することができるため、私見としては、先にプレゼンテーションを行う当事者の時間を5～10分程度増やした方が公平なように感じている。なお、例えば、被告が複数であったり、補助参加人がある場合には、原告45分に対し、被告と補助参加人で合計45分というような時間配分がされる場合もある。

このプレゼンテーションは、必ずしも代理人弁護士・弁理士が行う必要はなく、会社の従業員（技術者）により行われることもある<sup>26)</sup>。また、必要に応じて、サンプルや模型を準備し実演す

ることもある<sup>26)</sup>。

なお、技術説明会終了後に、これを踏まえた準備書面を提出する機会が与えられることもあるが、とりわけ、審決取消訴訟ではその機会が与えられない場合も少なくない。

プレゼンテーションを行う順序としては、原告、被告の順が多いようであるが、例えば、無効論が中心の侵害訴訟では、被告、原告の順というように、技術説明会の内容によって説明の順序を定める取扱が妥当であろう。この点については、技術説明会を行うことが決まった段階で裁判所を含めて協議すべきである。

当事者からのプレゼンテーションが終わると、それぞれのプレゼンテーションについて、裁判所（裁判官、調査官、専門委員）から質問を受けることになる。この質問は、通常、最初に専門委員が行い、その後、調査官あるいは裁判官から行われることが多く、当事者間であまり突っ込んだ質問や議論（とりわけ、相手のプレゼンテーションに対する反論）を行うことは少ないようである。

## 4. おわりに

本稿では、できる限り裁判所から公表されている内容に基づき、現在行われている技術説明会について紹介してきたが、近時は技術説明会を行う機会が増えており、筆者としては、より工夫の余地のある制度だと感じている。

技術説明会をより充実したものとするために、裁判所のみならず、代理人や当事者となる者がより積極的に様々な意見を公表する必要があるだろう。

### 注 記

- 1) 近時のものとして、「裁判所と日弁連知的財産センターとの意見交換会 平成25年度」(Law and Technology 65号1頁。以下、「L&T65号」とする。), 「大阪地方裁判所第21・26民事部と大阪弁

護士会知的財産委員会との協議会 平成25年度」(Law and Technology 64号1頁。以下、「L&T64号」とする。), 「裁判所と日弁連知的財産センターとの意見交換会 平成23年度」(判例タイムズ1374号。以下、「判タ1374号」とする。) など。なお、「裁判所と日弁連知的財産センターとの意見交換会」及び「大阪地方裁判所第21・26民事部と大阪弁護士会知的財産委員会との協議会」は毎年行われ、その内容は平成24年度までは判例タイムズに掲載されており、上記以外でも技術説明会について触れられているものがある。

- 2) 知財高裁「審決取消訴訟(特許・実用新案)の進行について」  
[http://www.ip.courts.go.jp/tetuduki/form/form\\_youkou/index.html](http://www.ip.courts.go.jp/tetuduki/form/form_youkou/index.html) (参照日2015年3月24日)  
東京地裁「特許権侵害訴訟の審理モデル(侵害論)」  
[http://www.courts.go.jp/tokyo/vcms\\_lf/210001.pdf](http://www.courts.go.jp/tokyo/vcms_lf/210001.pdf) (参照日2015年3月24日)  
大阪地裁「特許・実用新案権侵害事件の審理モデル」  
[http://www.courts.go.jp/osaka/vcms\\_lf/sinrimoderu2013331.pdf](http://www.courts.go.jp/osaka/vcms_lf/sinrimoderu2013331.pdf) (参照日2015年3月24日)
- 3) 技術説明会のみを対象とした論考としては、拙稿「特許訴訟における技術説明会」(「パテント」Vol.66 No.12)がある程度であり、その他、前掲注1)記載の各文献、高部真規子「専門委員制度の更なる活用のために」(判例タイムズ1368号28頁)や菊池絵里「東京地裁知的財産部における専門委員活用の実情について」(判例タイムズ1384号13頁)などで触れられている。
- 4) 前掲注1) L&T64号15頁松川判事の発言では、当事者による口頭での説明の機会は必ずしも技術的な内容に限られず、より一般的なものとして適用可能であるとの認識の下に、『「技術説明会」という呼び方ははたしてふさわしいかという問題もあり、口頭説明会というふうに言ったほうがいいのかもかもしれません』としているが、私見も同旨である。知財訴訟では口頭で説明した方が分かりやすい主張はなにも技術に限られるわけではないから、技術以外の内容についても、説明会の場を設けることは有意義であると考えている。
- 5) 前掲注1) L&T64号12頁山田判事の発言も同旨。

そのような性格のために、侵害論に関する最終の弁論準備期日で行われるのが実務になっているといえよう。

- 6) 前掲注1) L&T65号8頁清野判事の発言では、代理人による技術説明の問題点について、「今までの主張をなぞるだけで、ポイントを絞った要領のよい説明がされていない事例ですとか、技術とは無関係な法的論点盛り込まれている事例、単なる技術説明に終始し、主張との結びつきが不明確な事例」が挙げられている。もっとも、前掲注4)のように技術説明会を口頭説明会と捉えるのであれば、このうちの「技術とは無関係な法的論点」というのは、それが口頭で説明するに適した内容ということであれば問題はないといえよう。
- 7) もっとも、後述のとおり、プレゼンテーションは、代理人(弁護士)が行うケースが多い。
- 8) 前掲注2) 東京地裁「特許権侵害訴訟の審理モデル(侵害論)」では、第4回弁論準備手続において「無効論も含めた侵害論についての当事者双方の基本的な主張、立証が終了していますので、侵害論に関する審理の最終段階として、必要に応じて当事者双方による技術説明会を実施します。」とされ、同注2)大阪地裁「特許・実用新案権侵害事件の審理モデル」では、審理の最終段階(ここでは5回目の弁論準備手続とされている。)で「技術説明会の実施」と記載されている。ただし、これらの審理モデルは「飽くまでもモデル(いわば理念的なモデル)として想定したものであり、各裁判体の方針により、それぞれの事案の特定及び具体的事情に応じて、当然、実際の訴訟進行が様々に異なり得るものである。」(大鷹一郎「東京地裁知的財産権部における最近の事件処理の実情について」(判例タイムズ1374号)52頁。大阪地裁のモデルについての同様な指摘として、前掲注1) L&T64号の松川判事の発言)。
- 9) 前掲注2) 知財高裁「審決取消訴訟(特許・実用新案)の進行について」では、「第2回弁論準備手続期日において技術説明をしていただくこともあります。その場合は、必要に応じ、説明資料を準備してください。」とされている。現在の知財高裁における審決取消訴訟の進行が原則2回の弁論準備手続とされていることもあり、筆者の経験としても、審決取消訴訟において技

術説明会が行われる場合には、第2回（ないし第3回）弁論準備手続で行われている。

- 10) 前掲注1) L&T64号, L&T65号参照。なお, 同文献記載の清野判事及び松川判事の発言によれば, 近時は早期の段階で技術説明会がされる頻度はかなり少ないようであるが(清野判事の発言によれば, 早期の段階で技術説明会が行われたことは2回であったとされている。), 必要性が高い事案においては, 裁判所として早期の技術説明会を開催すること, あるいは複数回の技術説明会を開催することについても必ずしも否定的ではないようである。したがって, 当事者としては, 早期の技術説明会が必要と考える際には, 期日において, 裁判所に対し意見を述べるべきであろう。
- 11) そもそも技術説明会をどのように定義するのかによって件数は異なるであろうから, 件数が公表されていないこと自体はやむを得ないといえる。しかし, 当事者にとっては重要な関心事であるから, 専門委員が関与した件数といった数値については統計資料が公開されることが望ましい。
- 12) 参考までに述べておくと, 知財高裁における平成25年度の特許(実用新案権)訴訟の件数は民事訴訟(控訴事件)が新受65件, 既済55件, 審決取消訴訟が新受274件, 既済338件である(「平成25年度知的財産権関係民事・行政事件の概況」法曹時報66巻10号101頁)。
- 13) 前掲注1) 判タ1374号20頁では, 技術説明会を基本的に行う方向になるのかとの弁護士からの質問に対し, 「統一的な見解を用意しているわけではなく, 個人的な見解も含まれますが, 最近では, 簡単な事件でないかぎりでは実施する方向になりつつあるのではないかと思います。」(志賀判事補の発言)とある。もっとも, 侵害訴訟においてどの程度の頻度で技術説明会を開催するのかは担当部によってまちまちのようであり, 前掲注1) L&T65号に掲載された各部の部長の発言によれば, 東京地裁民事第46部では「特許権の侵害論が問題となっている事案では, 原則的に技術説明会を開いています」とあり, 同40部では「46部ほど技術説明会を開催していないと思います」とある。
- 14) 前掲注1) L&T64号13頁山田判事の発言同旨。
- 15) 前掲注1) L&T64号13頁山田判事の発言。なお,

技術説明会で実験などを行った場合にそれを録画できるかについては, 当事者双方及び裁判官が立ち会っているという意味では客観性が高い実験であるといえるが, このような実験は本来的には検証で行うのが筋であり, 技術説明会でこれを代替することは不適切であろう(前掲注1) L&T64号16頁松川判事も同旨)。

- 16) 知財訴訟における専門委員制度については, 前掲注3) 高部に詳しい。
- 17) 知財高裁ウェブページ  
<http://www.ip.courts.go.jp/documents/expert/index.html> (参照日2015年3月24日)
- 18) 前掲注1) L&T64号19頁松川判事の発言。同注1) L&T65号13頁大須賀判事の発言。
- 19) 前掲注3) 高部40頁では, 「一見, 技術的な問題がなさそうな事件であっても, 専門委員の関与により, 技術の背景や当事者の技術常識として想定されるレベルを推し量ることができるなどの効果があり, 中には当事者が気づいていない新たな技術的な問題に気付かされる場合があるなど, 裁判所としては, 幅広い事件について専門委員を選任することが有効であると感じている。」とされている。
- 20) この点については, 前掲注3) 記載の拙稿も参照。ただし, 前掲注1) L&T65号12頁の大須賀判事の発言では, 「専門委員の先生から予想外の質問, あるいは当事者サイドからみれば適切ではないと思われる質問が出るということもあろうかと思えます。それに対してあまり神経質になる必要がないというのは, われわれ裁判所の側からみるとそう思うのですが, 当事者の立場からすると, 不安になるということはあるのだろうと思えます。」とされている。
- 21) 前掲注2) 「「特許権侵害訴訟の審理モデル(侵害論)」には, 「この技術説明会には, 専門的知見を補充するため, 当事者の意見を聴いた上で, 専門委員(民事訴訟法92条の2以下)を関与させることがあります。」とあり, 当該審理モデルについて, 前掲注8) 大鷹は「その技術説明会の際に, 争点の内容, 当事者の意見等を勘案した上で, 専門委員を関与させることを想定したことに特徴があると考えられる。」としていることからすると, 裁判所の運用として, 技術説明会を開催する場合には, 専門委員の関与を積極的に検討する方向に向かっているようである。



本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

- 22) 前掲注1) L&T65号11頁(大須賀判事の発言)、前掲注3) 高部34頁。
- 23) 裁判所が専門委員に送付する書証のリストを見ると、裁判所が関心を持っている点がある程度理解することができるため、技術説明会では、この点を重視したプレゼンテーションを心がけることになろう。
- 24) 近時、裁判所は意識的に技術説明会で説明すべき争点を開示しているようである(前掲注1) L&T65号11頁長谷川判事発言、同注1) L&T65号16頁松川判事発言)。
- 25) ただし、筆者の経験からすると、技術を熟知している者がプレゼンテーションを行うと、かえって説明が難解になる傾向にあるように感じている。そのため、代理人がプレゼンテーションを行い、必要に応じて技術者が補足説明を行う方が無難であり、実際にもこのようなケースが多い。
- 26) 前掲注1) L&T65号8頁(清野判事の発言)、同注1) L&T64号15頁(松川判事の発言)参照。

(原稿受領日 2015年2月24日)

